

南国市の目指す姿

南国市医療救護行動計画

令和2年3月30日策定 Ver.2



南国市の医療救護体制見直しの基本的な考え方

1. 市全域とサブエリアごとの医療救護体制
 - ① 市全域を3つのエリアと8つのサブエリアに分ける
 - ② エリアごとに、その特性を踏まえた可能な範囲で医療救護活動を行う
2. 総力戦の医療救護体制
 - ① 藤原病院、南国厚生病院に加え、2病院・2診療所を救護病院・医療救護所に位置づけ連携を強化する
 - ② 南国病院、南国中央病院を救護病院に指定するとともに、4カ所に病院前医療救護所を設置する
 - 領石堂が丘クリニック、たかはし内科小児科を医療救護所として指定する
 - ③ 上記以外の医療機関（病院、診療所、歯科、薬局等を含む）、医療従事者の協力体制を構築する
 - ④ 発災直後は医療救護を最優先事項とし市職員を優先的に動員配置する
 - ⑤ 市民による救護活動への参加と協力を促す
 - 163の自主防災組織のうち約9割が自主的に避難訓練を行っており、その際には応急手当の訓練も実施している
 - 市内61か所の指定避難所のうち、11か所に避難所運営マニュアルを備え、救護室を設置して、傷病者の応急対応は可能であり、市民による傷病者の把握と搬送を行う
3. 市外への支援要請と受援体制
 - ① 県保健医療調整支部を通じてDMAT等を支援要請する
 - ② 医療救護所、救護病院での受援体制を構築する

住民参加型の医療救護体制の構築（地域力の向上）

負傷者の発生

管内では、被災状況や交通網の寸断等により、必ずしも指定されている医療救護所等で主体的な医療活動を行うことが出来ない事が想定されます。

このため、従前からの医療救護施設に加え、「**避難所での応急手当**」を救護計画に加え、そこへ参集できた医療従事者や住民により、まず、初期治療（応急手当）や安定化措置の実施が必要となります。

このため、救護病院、医療救護所、一般病院、避難所等と災害対策本部との画一的な情報連絡手段を構築し、必要な情報や資源の提供及び後方搬送が素早く行える体制を整備します。

救護病院、医療救護所 + **避難所、地域の医療施設**

応急手当・安定化措置・療養

発災直後、混乱が想定されるなか
 ・負傷者は何処へ搬送したら？
 ・医薬品や人材は何処へ行ったら？
 ・どこで医療活動が行えるか？
 ・医療提供情報を知りたい？

最善の備えは可能！！

自主防災組織

必要なアイテム

自助 近助 共助 公助

後方搬送場所（外部受援）

訓練 啓発 計画 通信

新たな前方展開型医療救護行動計画

